

○公益社団法人豊見城市シルバー人材センター  
安全就業対策要綱

平成16年4月1日  
要綱第2号  
改正平成24年4月1日

(目的)

**第1条** この安全就業対策要綱は、公益社団法人豊見城市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の健康を保持し、就業に伴う事故を未然に防止し、会員が安全に就業できるために、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守すべき事項)

**第2条** 会員は、就業しようとするときは、この安全就業対策要綱を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

**第3条** 会員は、就業に当たっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
- (2) 作業器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして、体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓に心がけること。
- (7) 共同作業では、合図・連絡を正確に行なうこと。
- (8) 酒気を帯びての就業は、絶対にしないこと。
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分に睡眠をとるよう心がけること。

(安全保護具)

**第4条** 会員は、高所作業に従事する場合には、安全装具を着用するとともに必要に応じ、命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか作業別に必要な保護具を着用し、作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

**第5条** 会員は、仕事場との往復時には、交通法規を遵守するとともに交通事故に注意しなければならない。

(作業環境の確認)

**第6条** 会員は、就業現場の環境が安全及び衛生面において、安全であるかどうかを確認

してから作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

**第7条** 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行なうときは、作業中であることが分かる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

**第8条** 会員は、作業器具類は、正しい取扱方法により使用しなければならない。

2 会員は、必ず作業前に作業器具類を点検しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具を使用してはならない。

この場合において会員は、その旨をセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

**第9条** 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けるものとする。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分取るように心がけるものとする。

(報告義務)

**第10条** 会員は、仕事場との往復時若しくは就業中に怪我をしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに本人又は共同作業中の者がセンターに連絡するとともに、応急の措置をとらなければならない。

(その他)

**第11条** 会員は、この要綱に定めるもののほか、センター等により指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、理事会の承認のあった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。